

「内閣府（経済財政、科学技術）、IT、知財」ヒアリング事項

アジア経済戦略

- アジア本社ないし研究開発拠点集積を促し、雇用拡大を目指した対内直接投資拡大に向けた 2020 年までの新たな数値目標を設定するべきではないか。
 - ⇒ ご指摘の通り、施策を着実に実行するために、目標の設定は有用であると認識している。ちなみに、2011 年以降の新たな数値目標としては①対日直接投資残高、②外資系企業の雇用数の 2 つが考えられる。

- 日本企業の競争力強化のための国際標準獲得にあたり、戦略分野を特定し、関連省庁や産学との連携などオールジャパンで推進していく体制を構築すべきではないか。
 - ⇒ 知的財産戦略本部では、4 月 22 日に「国際標準化戦略タスクフォース」を設置。5 月末までに特定戦略分野を選定し、2010 年度中に各分野ごとの戦略を策定する。

- 潜在競争力のある日本ブランドの製品・サービス等の輸出戦略・海外展開戦略の策定、著作権制度の整備を行うべきではないか。
 - ⇒ 海外展開促進の観点から、2010 年度中に、海外展開ファンドの創設、ACTA の妥結を図る。また、デジタル化・ネットワーク化の促進や人材育成強化の観点から、2010 年度中にネット上の著作権侵害対策の強化案の策定を実施するとともに 2012 年までに著作権制度の整備を図る。

観光立国・地域活性化戦略

- 現状の P F I 法の問題点を踏まえ、新たな P F I 制度を構築するべきではないか。
 - ⇒ 民間事業者選定手続の整備、コンセッション方式の導入等の PFI 推進のための制度の見直しについて、現在、PFI 推進委員会において調査審議しているところ。改正案は平成 23 年の通常国会への提出を目指す。制度改正を通じ、過去 11 年間の事業規模（約 4.7 兆円）と比較して、2020 年までの間で、5 割増程度（約 7 兆円）の事業規模を目指す（※数値は現在各省調整中）。

科学・技術立国戦略

- グリーン・イノベーションやライフ・イノベーション等の実現に向けた科学・技術の推進や標準化のための戦略は何か。

⇒ 5～10年程度を見越した上で、特に平成23年度予算編成に向けて、「科学・技術重要施策アクション・プラン」の策定を通じ、各府省の予算検討の早期段階から総合科学技術会議が施策の質の向上に向けた政策誘導に取り組んでおり、総理からも「画期的な取組みである」との指摘をいただいている。アクション・プランはパブコメを5月中に実施することとしており、その資料を国家戦略室に提出予定（最終とりまとめは6月中旬予定）。

また、総合科学技術会議の有識者議員により、科学技術新成長戦略策定に向けて各府省から提案された施策のうち、科学・技術関連のものについて専門的観点からの評価を行い、その結果を4月23日に国家戦略室に提出。

- 総合科学技術会議のイニシアティブの下で特に推進すべきと考えられる研究上・実証上の規制・制度整備の事項及びその具体的な構想はどのようなものか

⇒ 具体的な事項については、現在、総合科学技術会議の基本政策専門調査会の次期科学技術基本計画の検討において並行して議論されているが、例えば、関係法令・制度の総点検として、水素材料開発を妨げる高圧ガス保安法、薬事法関係、新しい制度の導入として、基礎研究から臨床研究を一体的・集中的に行うバイオポリスなど特区を活用した先端研究の促進などが挙げられる。

基本計画の基本方針(素案)は、4月15日の専門調査会にて国家戦略室にも報告済み。基本方針は、パブリックコメントを経て、6月16日の専門調査会にて最終的な議論を経て取りまとめる予定。

- 競争的研究資金について、ルールの統一化とともに資金制度全体について見直し、また、審査・フォローアップ体制の改善・強化を行うべきではないか。

⇒ ルールの統一化については、「科学・技術重要施策アクション・プラン」

策定の一環として取り組んでいるほか、資金制度の見直し及び審査・フォローアップ体制の改善・強化については、独立行政法人の抜本の見直し及び研究開発法人の機能強化のための検討の中で進めている。ルールの一斉化に関しては、アクション・プランの一つとして5月中にとりまとめ、国家戦略室に提出予定。

○ 東アジア協同体の実現に向けた「アジア・サイエンス&テクノロジー・エリア」構想において、アジアの活力を取り込むための戦略はどのようなものか。また、優れた若手研究者の交流に重点を置くべきではないか。

⇒ 「日本の蓄積を活用したアジア共通の課題解決の研究開発」を進めることにより、日本の膨大な科学・技術の蓄積へのアクセスを開放して、アジアの優秀な頭脳を引き寄せ、アジア諸国との間で相互互恵的な関係を構築する。ターゲットは「アジアの若い優秀な頭脳」である。5月中に本構想の骨子を取りまとめて国家戦略室に提示予定。

○ 国民本位の電子行政を進めていくにあたり、これまでの政府の業務見直しを行った上で今後取り組むべき重点分野とその進め方如何。

⇒ 2010年度中にこれまでの情報通信技術投資の費用対効果を総括し、その教訓を整理しつつ、集中的に業務の見直しを行い、新たな電子行政推進の基本方針を作成。

その上で、週7日24時間入手することに対する国民のニーズが高い住民票等の交付等の行政サービスを特定し、オンラインやオフライン(例:行政キオスク端末)で利用できるようにする。また、2013年までに電子行政の共通基盤となる国民ID制度を導入することにより、個人情報保護を確保しつつ、利便性の高いワンストップ行政サービスを実現し、合わせて、自己に関する情報の活用を本人が監視・コントロールできる環境を整備する。